

マンスリー・ヘルシートピックスのコーナーです。ここでは、私達が、**お知らせしたい事・話題のトピック**などを紹介しています。日比谷診療所・女性医療スタッフ（薬剤師・看護師・歯科衛生士）が、交替での投稿となります。今回は、薬剤師の投稿です。

### テレワークの皆様へ *Let's have a short break!* ③

#### ～オンライン診療について～

はじめに、国内外の感染症で亡くなられた方、衷心よりご冥福をお祈りします。また、現在、罹患されている方の病状回復、および被害の鎮静化を祈念します。加えて、最前線に対応に当たられている医療従事者へ、誠に感謝します。

テレワークされている読者の皆様、本日もマンスリーの日比谷診療所だよりを特別版（Extra）としてお送りします。少しでも息抜きになれば幸いです。

#### オンライン診療とは

この度の新型コロナウイルス感染対策に関わる緊急対応として、今回は、オンライン診療に関して、お伝えします。

今般、新型コロナウイルス感染症予防対策、および緊急事態宣言の下、オンライン診療において、**初診**も限定で可能となりました。開始日は、**2020年4月13日**～となっています。実際の流れは、巻末に記載します。但し、疾患によっては、特例においても初診を受け付けられない場合もあります。

ここでいう初診とは、以下の扱いとなります。

- ◆ 初めて、その医療機関を受診する場合
- ◆ 受診中であっても、異なる病名で受診する場合（例えば、糖尿病でオンライン診療を受けていた患者さんに対面診療なしで花粉症の薬を処方すること等）

#### 1. オンライン診療の原則

オンライン診療とは、直接医療機関に出向かなくても、電話や情報通信機器（イン

ターネット）に接続して診療を可能とします。初診で利用する際は、対面と規定されています。これは、医師が、患者さんから必要な情報を求め、双方の信頼関係の構築に対面診療が必要となるからです。オンライン診療となった後も同一の医師による対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められます。

### 2. オンライン時の通信手段

**リアルタイムの視覚、および聴覚の情報を含む情報手段**、つまり**ビデオ通信**と定められています。従って、テキスト、写真等の静止画面では、診察は受けられません。薬剤師法、および医薬品医療機器等法で、服薬指導は対面で行うことが義務づけられていますので、薬剤の引き渡し、および薬剤師の服薬指導は、対面が基本です。

### 3. オンライン診療のメリットとデメリット

- ◆ メリット：来院に関わる経費（交通費等）を節約できる。受診することによる病気の悪化、他からの病気の感染を防止できる
- ◆ デメリット：対面で無い為、実際の診察と比べて得られる情報量が少なく、誤診の可能性がある。緊急の病状には対応できない

### 4. 緊急対応の経緯

厚生労働省は、**新型コロナウイルス感染症緊急経済対策**（2020年4月7日閣議決定）において、院内感染を含む感染防止の為、非常時の対応として、オンライン・電話による診療、および服薬指導の制度の見直しを行いました。

### 5. 対応医療機関リスト\*

ここでは、厚生労働省ホームページ掲載の都道府県別オンライン診療実施医療機関のリストをご紹介します。これは、オンライン診療を適切に実施いただくための関係情報について紹介するものです。以下の URL からご確認ください。

＊参考

- ◆ 厚生労働省 オンライン診療に関するホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/rinsyo/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00010.html)

- ◆ 厚生労働省発信オンライン診療対応医療機関リスト

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/rinsyo/index\\_00014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00014.html)

6. 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえたオンライン診療の実際（特例措置）

- ◆ 医師と患者さんが、お互いに身分証を見せ合う（視覚情報機器を用いる）。あるいは、被保険者証の写しを **FAX** で送る。電子メールならば、被保険者証を写真撮影し、そのデータを添付するなどして、本人確認を徹底する
  - ◆ 処方箋は、医師から薬局へ **FAX** で送付するか、または、医師と相談の上、患者さん自身で希望の薬局へ **FAX** を送ることも出来る
  - ◆ 処方薬剤は、郵便書留による配送が可能である
  - ◆ 薬剤師の服薬指導は、電話対応が限定的に認められたが、薬剤師が必要と判断した場合は、対面による服薬指導に切り替える
  - ◆ オンライン診療に関わる費用は、クレジットカード支払い等の対応になる。
- 以上、詳細は、各医療機関により異なりますので、その指示に従ってください。

このような非常事態では、かかりつけ医師・かかりつけ薬剤師の存在は、一層、心強いものとなります。たとえかかりつけ医院が、オンライン診療を行っていないなくても患者さんの状態が履歴で残っているので、相談に乗っていただけることでしょう。ご活用ください。

オンライン診療のポスター（厚生労働省 HP より引用）

新型コロナウイルス感染の懸念から、  
お手持ちの電話やスマホで医療機関に相談や受診することができます。

## 電話・オンラインによる診療が ますます便利になります。

高額な機器や難しいシステムは不要です。 ※実施していない医療機関もあります。

### 1 診療内容の確認

**電話・オンライン診療を行っているか確認**  
受診しようと考えている医療機関のホームページを確認するか、直接医療機関の窓口へ、電話やオンラインによる診療を行っているかご確認ください。

**かかりつけ医等 または 最寄りの医療機関**  
まずは、病院からかかっているかかりつけ医等にご相談ください。  
かかりつけ医等をお持ちでない方は、下記のホームページから電話・オンラインによる診療を行っている最寄りの医療機関\*にご連絡ください。

\*医療機関の名称によっては、すでに医療費を支払う必要があるため、できるだけの支払いの近くの医療機関を利用することを勧めます。

### 2 事前の予約

**電話の場合**  
電話の場合は、医療機関に電話し、保険証などの情報を医療機関に伝えたとで予約します。

**オンライン診療の場合**  
オンライン診療の場合は、医療機関によって予約方法は異なります。  
詳しくは各医療機関のホームページをご覧ください。

**支払い方法の確認**  
予約の際に合わせて支払い方法についても確認します。

### 3 診療

**診療開始**  
医療機関側から着信があるか、オンラインで接続され、診療が開始します。

**本人確認後、症状説明**  
まずは、受診を希望されているご本人であることを確認するために、求められた個人情報や症状を伝え、症状等をご説明してください。  
電話やオンラインによる診療では診断や処方が困難な場合があることにはご注意ください。

### 4 診療後

**医療機関への来訪を待たされたら**  
医療機関に来訪して受診するよう指示された場合は、必ず医療機関に直接かかるようにしてください。

**薬の処方を受けた場合**  
薬が処方され、薬の配送を希望する場合は、薬を出してもらった最寄りの薬局を医療機関に伝え、その後、薬局に連絡してください。  
電話やオンラインによる診療で処方を受けられ、その後、薬が配送されます（薬局に来訪されて処方指導を受ける必要がある場合もあります）。

上記の流れは一例です。医療機関によって異なる場合があります。

電話やオンラインによる受診が可能な医療機関のリストや  
今回の時間的取組みについては厚生労働省のホームページをご覧ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kankou\\_jyusai/jyusai/siryo/index\\_00014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kankou_jyusai/jyusai/siryo/index_00014.html)

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare